

使 途 等 報 告 書

令和 7 年分

- 1 政党（支部）の名称 （ふりがな） しゃかいみんしゅとうちゅうごくぶろっくきょうぎかい 社会民主党中国ブロック協議会
- 2 主たる事務所の所在地 広島県広島市中区広瀬北町 3-11 和光広瀬ビル 2階 2-口
- 3 代表者の氏名 中嶋 光雄
- 4 会計責任者の氏名 福山 権二

区	分
☐ 政	党
☒ 政	党 の 支 部

すべての事務担当者の氏名

福山 権二

（電話）

082-942-2768

0534201000

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

政党交付金(支部政党交付金)の総額	①	2,700,000
前年度政党基金(支部基金)残高	②	0
政党交付金(支部政党交付金)による支出総額(④+⑤)	③	2,700,000
政党交付金(支部政党交付金)支出充当額総額	④	2,700,000
政党基金(支部基金)支出充当額総額	⑤	0
政党基金(支部基金)の積立てに充てるために取り崩した政党基金(支部基金)の額	⑥	0
政党基金(支部基金)積立総額(果実を含む。)	⑦	0
政党基金(支部基金)の運用により収受した果実の総額		0
本年末等政党基金(支部基金)残高(②-⑤-⑥+⑦)	⑧	0
(備 考)	①-③+②-⑧	0

2 政党交付金(支部政党交付金)の内訳

交 付 を し た 者	年 月 日	金 額
社会民主党全国連合	R7.4.21	600,000
社会民主党全国連合	R7.5.16	1,500,000
社会民主党全国連合	R7.10.20	600,000
合 計		2,700,000

(その3)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				
項 目	金 額 (単位:円)	政党交付金	政党基金(支部基金)	備 考
		(支部政党交付金) 充当額	充当額	
1、支部政党交付金	0	0	0	
2、経 常 経 費				
(1)人 件 費	0	0	0	
(2)光熱水費	183,490	183,490	0	
(3)備品・消耗品費	295,226	295,226	0	
(4)事 務 所 費	1,218,826	1,218,826	0	
小 計	1,697,542	1,697,542	0	
3、政 治 活 動 費				
(1)組織活動費	627,850	627,850	0	
(2)選挙関係費	181,443	181,443	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	193,165	193,165	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	36,615	36,615	0	
イ 宣 伝 事 業 費	156,550	156,550	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	0	
エ その他の事業費	0	0	0	
(4)調査研究費	0	0	0	
(5)寄 附 金	0	0	0	
(6)その他の経費	0	0	0	
小 計	1,002,458	1,002,458	0	
合 計	2,700,000	2,700,000	0	

(その4)

(2) 支出の内訳表				項目別区分	備品・消耗品費 (消耗品費)		
支出の目的	金 額 (単位:円)	政党交付金(支部 政党交付金)充当 額	政党基金(支部基 金)充当額	年月日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名 称)	支出を受けた者の住所(団体にあつ ては、主たる事務所の所在地)	備考
コピーチャージ料	142,728	142,728	0	R 7.4.3	理想科学工業株式会社	東京都港区芝5-34-7田町センタービル	
コピーチャージ料	71,977	71,977	0	R 7.8.21	理想科学工業株式会社	東京都港区芝5-34-7田町センタービル	
この頁の小計	214,705	214,705	0				
その他の支出	80,521	80,521	0				
合 計	295,226	295,226	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表				項目別区分 事務所費(事務所費)			
支出の目的	金額 (単位:円)	項目別区分		年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		政党交付金(支部 政党交付金)充当 額	政党基金(支部基 金)充当額				
郵便料金	69,970	69,970	0	R 7.4.14	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便料金	66,640	66,640	0	R 7.10.28	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	136,610	136,610	0				
その他の支出	1,082,216	1,082,216	0				
合 計	1,218,826	1,218,826	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表				項目別区分			
支出の目的	金額 (単位:円)	組織活動費(組織対策費)		年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		政党交付金(支部 政党交付金)充当額	政党基金(支部基金)充当額				
宿泊費	158,800	158,800	0	R7.10.11	ホテルα-1岩国	山口県岩国市麻里布町4-8-2	
この頁の小計	158,800	158,800	0				
その他の支出	469,050	469,050	0				
合 計	627,850	627,850	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表				項目別区分			
支 出 の 目 的	金 額 (単位:円)	選挙関係費(選挙宣伝費)		年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		政党交付金(支部 政党交付金)充当 額	政党基金(支部基 金)充当額				
この頁の小計	0	0	0				
その他の支出	137,423	137,423	0				
合 計	137,423	137,423	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表				項目別区分 選挙関係費 (選挙対策費)			
支出の目的	金 額 (単位:円)	政党交付金(支部 政党交付金)充当 額	政党基金(支部基 金)充当額	年月日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名 称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	0	0				
その他の支出	44,020	44,020	0				
合 計	44,020	44,020	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表				項目別区分 機関紙誌の発行事業費(発送経費)			
支出の目的	金 額 (単位:円)	政党交付金(支部 政党交付金)充当 額	政党基金(支部基 金)充当額	年月日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名 称)	支出を受けた者の住所(団体にあつ ては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	0	0				
その他の支出	36,615	36,615	0				
合 計	36,615	36,615	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表			項目別区分 宣伝事業費(宣伝費)				
支出の目的	金 額 (単位:円)	政党交付金(支部 政党交付金)充当 額	政党基金(支部基 金)充当額	年月日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名 称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	0	0				
その他の支出	101,881	101,881	0				
合 計	101,881	101,881	0				

(その4)

(2) 支出の内訳表			項目別区分 宣伝事業費(宣伝車両費)				
支出の目的	金額 (単位:円)	政党交付金(支部 政党交付金)充当 額	政党基金(支部基 金)充当額	年月日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名 称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0	0	0				
その他の支出	54,669	54,669	0				
合 計	54,669	54,669	0				

監 査 意 見 書

2026 年 3 月 2 日

党則第40条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した監査の概要

2025 年支部政党交付金

2. 監査の対象となった会計帳簿、領収証および残高証明等についての意見

いずれも誤りのないことを確認しました

3. その他の監査上の特記事項

特になし

政党（支部）の名称 社会民主党中国ブロック協議会

監査した者の職・名前 会計監査 池田 多加子



宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等及び残高証明等の写し等

② 監査意見書

3 監査報告書（本部に限る。）

4 提出を受けた支部報告書及び監査意見書

5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）
（支部に限る。）

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 3 / 日

政党（支部）の名称

会計責任者の氏名

社会民主党中国ブロック協議会
福 山 権 二



（ 備 考 ）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。